

民法改正

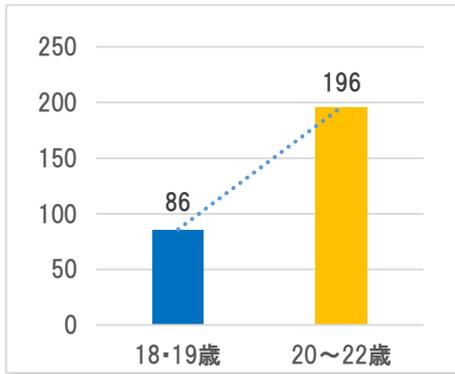
2022年4月1日から 成年年齢は18歳に!!

改正民法の施行により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳、19歳の方は、4月1日から新成人となり、一人前の大人として、法的責任を負うことになります。



消費者教育推進大使
県消費生活センターキャラクター
”ケロちゃん”

R2年度山形県の消費生活相談件数



若者をターゲットにした悪質商法に注意!!

令和2年度、県内の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談のうち、18・19歳は86件、20～22歳は196件と、**成人後に大きく増加**しています。

成年に達したばかりの若年者は、契約の知識や社会経験に乏しく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあるため、そこに付け込む悪質な事業者は少なくありません。

若年者の消費者被害を未然に防ぐためには、**消費生活に関する正しい知識を身につける機会を確保**することが重要です。

消費者教育、啓発に

消費生活出前講座をご活用ください!

講師が出向きます! 費用は無料です。

◎◎◎実際のトラブルの事例とその対処方法をお話します◎◎◎
おとなも一緒に学ぶ親子講座も実施しています



県消費生活センター
ホームページへ

消費生活に関するこんなテーマでいかがですか。

【子ども向け】

- 身の回りのモノを大切にしよう
- 欲しいモノがあるときはよく考えよう
- お金の使い方
- 子どもの事故防止 など



【学生など若者向け】

- スマートフォンでのトラブル (架空請求、オンラインゲーム、通販)
- 若者が狙われる悪質商法
- 契約の基礎知識 など



※高齢者向け・一般消費者向け・見守りの方向けの講座も実施しています。

- インターネット・スマホのトラブル (架空請求、通販)
- 高齢者の消費者トラブル
- 多重債務に関する知識 ●契約の基礎知識 ●見守りのポイント など

◆対象◆

学校、PTA、町内会、地域やお友達のグループなど、概ね**10名様以上**であれば、**どなたでも利用できます。**

◆開催時間◆

約1時間程度 (**講座内容やご希望によって調整可能**ですので、ご相談ください)。休日や夜間における出前講座にも対応しています。